

会議録

平成 31 年 1 月 10 日(木) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 9 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 2 時 35 分
事務局 福 田、西 嶋

開 会

1. 委員長挨拶

平野委員長 ただいまから、第 9 回総務・経済常任委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

早速、本日の会議を開くにあたり、事前に資料配付しているとおり、本日の調査事項は 2 件と、その他 2 件でございます。

2. 調査事項

<生涯学習課>

・公民館・スポーツセンター設備改修について(継続)

平野委員長 まずは、生涯学習課の公民館・スポーツセンター設備改修について、こちらは継続の調査事項でございますが、早速資料の説明を求めたいと思います。

教育長。

野村教育長 資料の説明をさせていただく前に、私のほうから改修工事にあたっての考え方について、述べさせていただきたいと思います。

前回、第 8 回の総務・経済常任委員会におきまして、中央公民館並びにスポーツセンターに係る設備改修について、提案の仕方が不十分であったため、本日はその詳細について、改めて提案させていただきたいと思います。また、このような機会をいただきましたことに、お礼を申し上げたいと思います。

私から申し上げたいと思います。

このたびの中央公民館並びにスポーツセンターに係る設備改修の考え方について、申し述べさせていただきます。

まず、中央公民館でございますが、昭和 53 年に建設され、平成 26 年に耐震改修が行われておりますが、数年前から一部の部屋の暖房が故障しており、大規模な修理が必要となっております。暖房設備については、一部がスポーツセンターとの共用となっていることから、使い勝手が悪いため中央公民館単独で運用できるシステムの暖房改修を行いたいと考えております。また、給排水設備や電気設備なども経年劣化に対応するため、改修が必要となっております。

次に、スポーツセンターでございますが、昭和 49 年に建設され、平成 26 年に給排水管の更新、平成 26 年の耐震改修とあわせて照明器具、LED化改修が行われておりますが、暖房設備は中央公民館と同様に使い勝手が悪いので、スポーツセンター単独で運用できるシステムの暖房改修を行いたいと考えております。

なお、二つの施設内におけるエアコンの設置については、当初において設置の考えはございませんでした。しかしながら、中央公民館並びにスポーツセンターは、町の避難施設の拠点になることから、大規模災害時において避難住民に快適な生活環境を確保するため、平成 29 年度からエアコンの設置に利用できるようになった緊急防災・減災事業債を活用することにより、避難施設として必要なエアコンを設置するとともに、多目的トイレの設置、Wi-Fi機能などを整備することといたしたところでございます。

したがって、平成 30 年度から平成 31 年度の 2 か年において、設備改修設計を実施するとともに、設備の改修を行うことによって、建物の長寿命化を図り、継続して町民に利用していただくよう整備してまいりたいと考えております。このようなことで、一つよろしくお願ひしたいと思います。

平野委員長 それでは、資料の説明に進めてください。

まずは、構口課長。

構口建設水道課長 改めて、おはようございます。建設水道課、構口です。

私のほうからは、今回の改修設備に関する関係で、資料 1・2 ということで、これが建設水道課所管になっておりますので、まずはこの部分に関して。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 05 分

再開 午前 10 時 06 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

構口課長。

構口建設水道課長 改めまして、まず資料のほうの関係ですが、建設水道課のほうにおきましては、資料 1・2・7 が該当分となっております。

まず、説明のほうに関しては順番に説明していきますので、資料 1 のほうから担当の村上のほうから説明させますので、よろしくお願ひいたします。

平野委員長 村上主任。

村上主任 建設水道課の村上です。よろしくお願ひします。

私からは、資料 1・2 について、説明いたします。

資料 1 は、平成 28 年度に策定した木古内町公共事業等総合管理計画の概要版ですが、これにつきましては平成 29 年 2 月 14 日に開催されました、総務・経済常任委員会において説明をしております。

本計画において、町の公共施設の今後の在り方としては、資料 2 ページの 4 章 (3)、それから資料 3 ページ 5 章の目的にあるとおり、施設の保有量を縮減することや、適切な維持管理により長寿命化を図ることで、将来的な財政負担を軽減していく必要がございます。

また、6 章の 1 にあるとおり、今後、引き続き人口減が見込まれますので、新規施設の整備につきましては最低限に抑え、既存の施設を有効に活用していくことが必要になります。

既存施設の具体的な目標使用年数としては、資料 4 ページ 7 章の 5 にあるとおり 60 年、可能であれば長寿命化改修を行って 80 年とし、長期使用を図るものとしております。

続きまして、資料 2 です。

資料 2 は、先に説明した木古内町公共事業等総合管理計画を基本理念に、中央公民館・スポーツセンターの整備計画を策定したものでございます。

1 ページ目には、本計画の目的と位置づけ、内容について記載があります。

本計画は、個別の施設ごとの更新・統廃合・長寿命化等の具体的な実施計画についてまとめたものであり、国のインフラ長寿命化計画の体系における個別施設計画に該当するものです。

今後は、この計画を基本として、計画的に事業を進めていきます。計画期間は 10 年間とし、適宜施設の点検を行いながら更新していくものです。

2 ページ目と 3 ページ目は、各施設の現状と課題、今後の見通しが記載してあります。

まず 2 ページ目は、中央公民館について記載してございます。

中央公民館は建設から約 40 年が経過しておりますが、平成 26 年度には耐震改修を実施しており、構造的には震度 7 でも倒壊しない補強を行っていることから、適切な維持管理を行うことで目標年数である 80 年まで、十分使用できる状況にあります。

一方、内部設備につきましては、暖房設備がスポーツセンターと共用で使い勝手がよくないため、暖房設備の改修が必要となります。また、避難所として指定されていることから、快適な避難生活を送るために、避難者が生活する部屋へ冷房を設置する必要があります。また、給排水設備や電気・照明設備についても、経年劣化が見られるため、更新が必要となってきます。

次に 3 ページ目、スポーツセンターについてです。

スポーツセンターも建設から 40 年以上が経過しておりますが、同じく耐震改修を実施しており、構造的にも震度 7 でも倒壊しない補強を行っておりますので、こちらも適切な維持管理を行うことで、目標使用年数である 80 年までは十分使用できる状況にございます。

内部設備については、給排水管の更新やアリーナの照明設備の交換などは行っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、公民館と暖房設備が共用となっており、使い勝手が悪いので、暖房設備の改修は必要となってきます。

また、スポーツセンターも避難所として指定されておりますので、快適な避難生活を送

るために、避難者が生活する部屋へ冷房をする必要がございますが、アリーナに関しましては天井が高く広いことですから、冷房の機能が果たしませんので、窓を改修して空気の循環を良くすることで対応することといたしたいと思います。

次に、4 ページです。

4 ページは、公共施設等総合管理計画を策定した時に実施いたしました、施設の劣化状況調査の結果が参考に載せてあります。また、維持管理について記載してございます。

事故回避や修繕等の必要の判断のため、法定点検や診断のほか、職員による自主点検も行い、異常や危険性が発見された時は速やかに対応することとしております。

次に、5 ページ目です。

5 ページ目は、建設した年度と建設費、それから過去 10 年間に実施した主な事業、今後 10 年間実施する予定の事業が記載してございます。

今後、実施する事業としては、外壁改修、建具改修、屋上防水の点検補修などがあげられます。

次に、6 ページ目です。

6 ページ目は、対策の優先順位について記載してございます。

公民館の暖房・給排水・電気設備は老朽化が進行しておりますので、今後の使用にあたり支障をきたす可能性が高くなっております。そのため、改修は最優先で実施することとしております。また、一体的に施工することで費用の低減を図るために、スポーツセンターの設備改修についても同時に最優先事項としております。

これを踏まえ、昨年 12 月の定例会において、本施設の設備改修にかかる費用を補正させていただいたところです。

そのほかの事項につきましては、町の財政状況、それから施設の劣化状況などから総合的に判断いたしまして、効率的、効果的に維持管理や修繕を行っていくものとしております。私からは、以上です。

平野委員長 続いて、吉田（宏）課長。

吉田（宏）生涯学習課長 それでは続きまして、資料 3 につきましては、設備改修工事にかかる財源内訳ということになっております。総務課所管ということなのですが、この資料につきましては、12 月定例会におきまして既に同じ書類を配付し、総務課長のほうから説明が終わっておりますので、説明については省略させていただきたいと思います。

私のほうから、資料 4 の説明をします。大規模災害時の中央公民館の利用計画についてです。

1 ページが公民館 1 階の平面図と部屋ごとの大規模災害時の用途となっております。

講堂につきましては、一般のかたの避難場所となっております。

小会議室は、医療行為を行う部屋、教育長室と事務室につきましては、いずれも用途変更はありません。

第 1 研修室につきましては、介護や介助の必要な高齢者や障害のあるかたなどの世帯が避難する部屋となっております。

調理室につきましては、そのまま調理室として、炊き出し等の調理を行います。

なお、1 階のうち、避難所の機能を果たす講堂、小会議室、第 1 研修室、調理室には冷房を設置することとしております。

2 ページ目をお開きください。

公民館の2階についてですが、大会議室につきましては、消防署が入ることとなります。また、自衛隊などの活動の拠点となることになっております。

視聴覚室には、警察の機能が入ります。

児童室は、用途変更はなく、会議等で利用することとなります。

講座室には、役場の機能が入ることとなります。

第2研修室につきましては、乳幼児などがいる世帯が避難する部屋となっております。

図書室は、そのまま図書室ということです。

なお、2階のうち、避難場所となります第2研修室には冷房を設置しますが、そのほかには冷房の設置は行いません。

なお、公民館につきましては、全館でWi-Fiが利用できるよう整備をすることとなっております。

次に、資料5のほうをご覧ください。

スポーツセンターの平面図と冷房設置場所の説明となっております。

1階のアリーナと事務室につきましては、冷房なしということになっておりますけれども、平成32年度で窓枠改修を予定しておりますので、その際に網戸の新設もあわせて行いたいというふうに考えてございます。

トレーニング室と遊戯室につきましては、現在排煙窓のみで通常の窓がないということで、冷房を設置して通常時の利用環境の改善を図ることとなっております。

2階の武道場につきましては、畳が敷いてあることから、大規模災害時に公民館で収容しきれない場合の予備的な避難場所ということで、冷房を設置することとしております。

なお、ただいまの資料4・5の説明のほか、公民館及びスポーツセンターの改修内容につきましては、第8回の総務・経済常任委員会でご説明させていただいておりますので、説明は省略いたします。

次に、資料6をご覧ください。

1ページ目には、平成29年度の公民館の部屋別の利用者数の資料となっております。

下段の欄外に記載しておりますとおり、年間の開館日数360日のうち、貸館利用のなかった実日数86日間を差し引いた274日間が実際に利用された日数となっております。

年間延べ利用者数の1万1,361人のうち、約6割の6,764人が1階の部屋を利用しております。

特に、高齢のかたが所属するサークルや団体などでは、1階の部屋を利用するケースが多く見受けられております。

次に、2ページ目をお開きください。

2ページ目は、部屋別の利用回数となっております。年間で延べ710回の利用となっております。開館日1日当たり約2回の利用ということになってございます。

次に、3ページを目をお開きください。

平成29年度の図書事業の実施状況となっております。

一つ目の公民館図書室の利用状況では、月平均の延べ利用人数は157人、延べ貸出人数は62人となっております。

また、毎月第2・第4金曜日に実施しております2番目の図書の宅配サービスでは、1回

で平均 6.8 人の利用がありました。高齢のかたの利用がほとんどで、利用者には大変喜ばれている状況にあります。以上、資料 4 から 6 までの説明を終わります。

平野委員長 小西主査。

小西主査 建設水道課、小西です。

私のほうからは、資料 7 番、中央公民館エレベーター設置の検討について、説明させていただきたいと思います。

資料 7 につきましては、エレベーターを設置するとなった場合に検討が必要と思われる事項について、まとめたものとなっております。

まずは、エレベーターの大きさについて、① 13 人乗り程度のものから、② 6 人乗り程度、③ 3 人乗り程度の小規模なものを項目として上げております。そして、それぞれの規模に対しての設計費、工事費、維持管理費を記載しているものでございます。

そして、設置位置についても検討が必要だと考えておりますが、A 案・B 案として現段階で設置場所として望ましいと考えられる位置を下の図に示しております。

A 案については、左側の斜線部、スポーツセンター側の入り口横、B 案については、中央にある斜線部、正面玄関を入れてすぐの階段横に示しております。

それぞれにメリット・デメリットはありますが、いずれにしましても接続する部分については、壁若しくは床や天井を壊して開口を作ることが必要となってきます。

公民館については、過去に耐震改修を行って、構造強度の基準値を満たしている建物となっているため、大きい開口を作るとなると構造強度が満たせなくなる可能性が考えられます。そうしますと、エレベーターの位置によっては、単純にエレベーター設置にかかる費用のほかに、建物全体の強度を保つための補強工事がかかる場合もあると考えております。

ですので、エレベーターを設置するとなった場合には、表の一番下にも記載してありますが、調査、実施設計を行って、その中で既存の建物への影響や工事費、使い勝手などを比較検討した上で、総合的に判断し決定していきたいと考えております。私のほうからは、以上となっております。

平野委員長 資料の説明については、全て終わりました。それでは、一通り説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けしたいと思います。いろいろ項目ありますけれども、全ての資料の中どれでもいいです。質問を承ります。

補足で、教育長。

野村教育長 補足と言いましても教育委員会の立場でエレベーターの必要性、この点について申し上げたいというふうに思っております。必要性というかあり方。

町教委としての考えでございますけれども、まず結論から申し上げまして、現状の公民館の利用状況等から考えますと、必要性はないというふうに判断しているところでございます。その理由でございますが、まず平成 25 年頃町民文化祭の展示会場が中央公民館の 2 階が主要の会場であったことから、車椅子のかたやあるいは脚力の弱いかたなどの利便性を高める観点から、文化祭実行委員等の関係者からエレベーター設置の要望が出されていたところでございます。現状においては、スポーツセンター 1 階のアリーナを作品展示発表の会場としており、その他においては 1 階の広いスペースが確保できる講堂、あるいはロビーを利用しているというような状況でございます。

次に、中央公民館の部屋の利用者数についてでございますが、先ほど吉田課長のほうから説明がありましたとおり、1階の部屋利用者数の全体に占める割合というのが6割というようになっており、またサークル活動も2階で活動していた方々が1階で活動するという変更の状況も見られるというようなことでございます。

一方、図書室の利用状況でございますが、大人のかたが6割となっておりますが、高齢者の方々があるいは遠隔地にお住まいの方々に図書を届けるという図書の宅配サービスを実施していることで、今後はこの事業のPR活動、充実を図りながら利用者の利便性をより高めていきたいと考えているところでございます。

また、図書室の蔵書をデータベース化することによって、1階で検索できるというようなシステムを考えていきたいと。2階に上がらなくても本を選んで借りられる、そんなシステムを考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

なお、公民館の利用者会議、あるいは公民館運営審議会等においてもエレベーターの設置等についての要望あるいは意見というものは、いまのところありません、ございませんというような状況でございます。補足ということで、申し上げました。よろしく申し上げます。

平野委員長 補足と言いますか、その考え方が一番大事なはじめにあるべき話であって、12月の4日の常任委員会の際にも、要は6次の振興計画に載っているエレベーターの部分をどう考えているんだということで、その考えが出てこなかったの、今回も常任委員会の開催に至ったわけです。結論から言うと教育長のいまの発言で、考えとしてはエレベーターはいらないと判断していると。それについては、共感する委員もいますし、そうじゃないという委員もいるかもしれませんが、生涯学習課がそういう考えであれば、なぜに今回の資料7のエレベーターのこれが付いてきたのか、その辺も矛盾しますし。12月4日の段階で、それをきちんと話してくれていれば今回の開催にも正直至らなかつた可能性もありますし、1か月間協議した結果いま教育長の意見だったと思うのですけれども、その辺。

教育長。

野村教育長 今回、資料を提出し、そして私のほうからエレベーターについてということで、話させていただいたことなのですが、前はやはり公民館・スポーツセンターの改修工事についての議論ではなかったのかなというふうに思っておりました。それで、そのあとエレベーターの関係が出てきて、それについての事務方側の検討というようなものも時間をいただいた中で、きょう資料を出させていただいて説明をしたいというようなことでございましたので、改めて私のほうからこのエレベーターについて申し上げたところでございます。

平野委員長 流れとしてはもちろんそうですけれども、前は振興計画に載っているものを全然そこを組み込まないで、改修の工事に至ったという進みについてどうなんだという指摘があったわけですね。ですから、前回の委員会の時に既にエレベーターのことも考えてもらった進みになっていけば良かったというおさらいのいま話したのですけれども、ただ12月の段階では生涯学習課としてはぜひエレベーターを付けたいという話をされてきましたよね。そこからまた1か月で協議ししっかりされて考えは変わったということなのでしょうけれども、その辺も含めて各委員から質疑あればお受けしたいと思っておりますけれども。

ちょっと待ってください、野村教育長いま首かしげていますけれども、12月の段階では担当課のかたから、エレベーターは担当課としては必要だという発言されていますよ。そういう記憶ないですか。この確認だけでいいです、返事。記憶なければいいです。

教育長。

野村教育長 記憶はありません。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 30 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

いまのエレベーターの部分については確認しますけれども、前回は構造上付けられないけれども、担当課としてはずっと付けたい意志のもと進んできたけれども、構造上付けられないと。しかしながら、今回は構造上は一応資料にも載ってあるとおり、お金は余分にかかるかもしれませんが、一応案として出てきました。しかしながら、担当課としては必要性はないということで、考え方が変わりましたので、そのことをまず皆さん頭の中で整理しながら、質疑入っていきたいと思います。

福嶋委員。

福嶋委員 私もきょう教育長の考えを聞いて、やはりいま木古内におかれている現状を見ますと、この資料にあるとおり、平成 72 年には 1,900 人と。だけれども、1,900 人という人口もこれ前の資料によれば、1,400 人という資料も出ていました。何もやらなければ 1,400 人であるだろうと。いろいろ絡んだ中で 1,900 人までにしたというふうな考え方を示していますけれども、私はいままでこの近隣町村で公民館ある中で、2 階でイベントあるところはどこもないです。だから含めて、やはりいまの講堂で 2 階の段差も含めて、あんなところに 3,000 万円も 4,000 万円もかけてやること自体、私はもう少し検討すべきだなと。前回、こういう話をすれば良かったのですけれども、私も立場上ちょっと皆さんから 3 人のかたから賛同の意見出たものですから言えませんでしたけれども、やはりこの際振興計画に 34 年度に公民館のエレベーターが設置するという計画があるそうですけれども、そうなった時に今回出す前に、振興計画を見直しすると。こういう案を基本的に変えるということをしなければ、いまみたいな後付けだと言われることになる。だから、その辺は私はやはりもう少し考えながら段差はあるけれども、そういう点ではいまの教育長の意見に私も賛同したいなというふうに思います。

平野委員長 質疑をお受けします。

竹田委員。

竹田委員 先ほど委員長が冒頭話したように、やはり教育長の後段のコメントについては、冒頭にあるべきであるし、前回の委員会の中でもエレベーターについては、教育委員会でのような議論をして、今日にこの計画に至ったんだということを求めたのだけれども、それはあくまでも耐震構造これあり、その部分で固執されたという気しています。ただやはり、教育長が後段に言った利用者どうこう、人口減少含めて利用は落ちているというのは、6 の資料でもこれが実態だと思うのです。ですけれども、町長が常日頃言っている「町

民主役のまちづくり」、「町民の声に耳を傾ける町政」、それがことしの町政懇談会でも図書室の利用についてのエレベーターという声が町民から出ている。そういうことも含めて、例えば 100 人の利用がいるからエレベーター付ける、二人だからエレベーター付けないという私はそういう考えではないと思う。やはり高齢者に優しいとか安心安全第一の町だということで、町長も強調しているこのことを踏まえれば、例えば車椅子ばかりでなくて足腰弱ってきている人が増えているというのもこれも実態なのですよ。

昨年、文化団体の 50 周年やった時も案内したら、階段があるから階段上がるの大変だから参加できないとか、ほとんどの公民館の会議は 2 階なのです。そういうこと等も考えれば、全く教育長がそういうふうに思うっていうのはどうなんだろうなど。どうも理解できない。委員長が言ったように、資料 7 の建設水道課で作っていただいた資料を見て、一番人数が多く乗れなくてもいいのかなと思いながらこの資料見ていたのですよね。だから、どっちにしても A・B でやるんだという、安く上げるとすれば B 案で、外付けで中学校に付けたエレベーターのようにするんだなというような思いは持ってきょうのこの会議に臨んだんですけれども。教育長、その辺例えば利用者が少ないからエレベーター必要でないという考えなのか、一人・二人例えばそういう人がいる、その人達のために何とか努力しようじゃないかという気持ちにならないだろうか。私はやはり教育委員会とすれば、資料 7 のほうで前向きに検討、教育委員会等の中で議論した中で必要ないと。そこで結論出さってというのはおかしいと思うのだよね。これは、財政部局の中でどうこうという議論であれば、また別なのですけれども、教育長その辺利用頻度含めて、利用者が少なくなっているからエレベーター必要でないという考えなのかどうなのか。私は、その辺はちょっと理解できない。

平野委員長 教育長。

野村教育長 公民館の利用状況先ほどもお話しましたけれども、実際 2 階で活動している不便さっていうのを聞いています。そういう方々は公民館のほうに事務室のほうに相談がありまして、ですから 1 階のほうの部屋を使うとかいうようなことがこっちのほうで相談に応じて活用していただいているというような状況があります。それから、傾向としては 1 階の和室を使うという状況が多くなってきているのではないかなというふうに思っているところでございます。2 階で会議が行われることが多いと言われておりますけれども、そういうような場合については、こちらのほうでそういうような年齢層を伺いながら、会議の開催場所を変えたりしているところでございますけれども、利用数から言いますと高齢者の方々は私は少ないのではないかなというふうに思っています。高齢者の方々に優しい施設というようなことからすれば、公民館の職員が例えば 2 階まで一緒に介助しながら行くとかというようなことをいましているところでございます。そのような努力をしながら公民館の運営を図っていききたいなというふうに思っているところでございます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 公民館 2 階を利用するかたについて、公民館の職員が手助けをして 2 階に上げると。教育長、それでいいのかい、できます？。やるって言うのだからやると思うのだけれども、いままでも今日までそういうことをして手助けして、2 階に上がる人が車椅子の人がいたら 4 人で抱えて 2 階まで上げてやったってそういう実績が幾つかあるのであれば、いま言ったことも「ああ、そうかな」という理解するのだけれども、それこそ後付けのよ

うに聞こえるのだよね。私、何もエレベーターにこだわっているわけではないのです。どう
いうあれの中でエレベーターについては、ただ利用者が少ないだとか何とかって言うから
冗談じゃないというふうにするのだよね。一人の人でもやはりそういう不便を感じない優
しいまちづくり、中期の教育の指針の中だってそういう部分も触れているでしょう。なぜ
そこで断念するっていうふうになるのかな。付けたいというふうに設置をしたいっていう
ふうになるべきでないのだろうか。お金がかかるからっていう、町民のために 3,000 万円
も投資するのはもったいないという考えなの。なんかその辺が理解できない。一人でもエ
レベーターあればもっと公民館を利用したいという人がいるとすれば、その人のために何
ができるかという部分を検討すべきでないのだろうか。その辺、どうなのですか。

平野委員長 どうでしょうか、先ほどと同類の質問と言いますか、竹田委員の考え方に
なるわけですがけれども、ほかの委員さんからはこのエレベーターについての意見が誰かござ
いますか。

新井田委員。

新井田委員 いま竹田委員のほうから縷々、考えをちょっといただきましたけれども、こ
れに関してはやはり 6 次振興計画の中で、エレベーターが先ほど言ったように 34 年ですか、
そういう計画の中でここに改修工事に至る経緯というのは何回も言いますけれども、全体
的な説明は基本的には後付けだと思います。そういう中で、当初から当然計画の見直しと
いうのは、別に我々がどうだこうだということもないわけで、その議論は必要でしょうけ
れども、順序に則った提案がなされればこんなふうにこじれないんじゃないかなと
思うのですよね。だから、いま改修工事で 3 億円使う、これだって委員長がおっしゃった
ように、また前に戻るけれども、新築だってある意味じゃどうだということも議論もでき
たんじゃないかなという部分もあるのだけれども、それはそれとして。そういうことも含
めて、総合的に考えるならばやはり全体の説明、いまのエレベーターに関してもそうだと
思うのですけれども、個人的には非常に説明が申し訳ないけれども、後付けと言わざるを
得ませんね。だから、くどいようですけれども、これが改修前にいろんな議論がされて、
必要だ必要じゃないという部分がある程度それをやってからの話で、いまここにきてどう
だこうだと行政のとかその辺の足踏みがなんかあとからきちゃって、いままさに工事
かかろうという中でどうだこうだという部分で、その辺を何となく考えさせられるもの
がありますよね。これが 1 点、これは私の考えですから。

もう一つ、いいですか。内容に関して、建設水道課のほうでいろいろ総合管理計画なる
ものを概要版を一応いただいて、中身は私も全体目通しはさせていただきました。

この中で、7 章の公共施設の管理に関する実施方針という大項目があって、その中の六
つ目、統合や廃止の推進方針ということで、「危険性の高い施設や老朽化が著しい施設に関
しては、施設の統廃合及び供用廃止を検討します」ということで、こういう謳い方になっ
ております。先ほど、福嶋委員からも 30 何年には 2,000 人切ると。そういう中で、そう
いうことも鑑みていくなれば、いま行政として資料にも載っていますけれども、保有する建
築系公共施設 68 施設とかあるいは 159 棟、床面積だとか出ていますけれども、こういう部
分の総合的な見方でいったら、いまいま増えることはないと思うのですよね。減ってい
っても増えることはないと思うのですけれども、行政として統廃合とか老朽化とかいろ
んなものを鑑みて、どの程度まで圧縮を考えているのか。この辺わかる範囲で教えていた

だきたいのですけれども、

平野委員長 副町長。

大野副町長 ただいま新井田委員からご質問のありました、振興計画との関連性について私のほうから、総合管理計画の将来目標については、構口課長のほうから答えてもらいます。

新井田委員のほうからご指摘がありましたように、順序立ててしっかりと説明をしなければならない、あるいは横断的に計画の内容を整理をして、議会に提案をしなければならないところなのですが、今回の案件については振興計画上は、平成 34 年にエレベーターというのがまさに 3,000 万円ということで載っております。これは、私どもの連携のミスということで、大変申し訳なく思っております。というのは、やはり見直しをしてこの計画が動いている時に、あわせて担当であるまち課のほうに話をして、抜くなりやらないということであればそこを変更するという作業はしなければなかったわけです。そこを失念していたということでは、今回皆さんにそういった指摘をいただきましたから、しっかりと教訓として受け止めて、それぞれの原課の課の対応の中では、なかなか横断的なまとまりという方向での視点が薄いのかなと思います。私なり教育長の段階で状況を把握した時に、しっかりと振興計画なりあるいは過疎計画です、そういった発展計画を確認しながら、議会に提案をしていくという作業を進めてまいりたいというふうに思います。大変申し訳なく思っております。

平野委員長 続いて、構口課長。

構口建設水道課長 私のほうからは、新井田委員のご質問のありました、第 7 章に関する統合と廃止の件について、行政のほうとしてどの程度の削減とかそういうことを見込んでいるのかということについての回答になりますが、公共施設等総合管理計画を作成した中で、これが計画を立てたのが 28 年度なのですが、30 年後ということで平成 57 年までをシミュレーションした結果、32 %から 38 %の削減が必要だというシミュレーション結果が出ております。これ先ほど人口減も含めた中で、あくまでも数値的なシミュレーションでございます。削減の率としてはそういう数字は出ているのですが、人口が減ったから全ての施設を減るということにはなりません。この減る施設に関しては、来年度にはなりますが各関係課、あと事前に各町内会さんのほうにもお話はさせていただいておりますが、そこら辺の意見も聴取した中で、検討含めて次年度にはこの委員会にて経過報告をする予定でいま動いております。そのことによって、この個別の施設管理計画については、ポリシーも結構ありますので、随時作成状況については、説明していきたいと思っております。施設の減としては、約 4 割程度ということで、ご理解願いたいと思います。

平野委員長 ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

資料の 5・6 の中でお聞きしますが、スポーツセンターの利用者数のリストも一緒に付いているのかなと思ったのですが、付いていなかったのでもしあんな資料付けていただけなかったのかなと思ひまして、もしあればアリーナ、トレーニング室、遊戯室、武道場、人数把握していればリストとしていただければ助かるなと思うのですけれども、ごさいませすか。

平野委員長 スポーツセンターの利用者実績数ってすぐ出ますか。
暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 53 分
再開 午前 10 時 53 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

鈴木委員。

鈴木委員 資料の件は理解いたしました。それで、9月の私の一般質問と12月の議会の中でもエアコンの関係の質問をさせていただいたのですが、今回設置理由という資料を付けていただいて、丁寧に作成していただいて、概ねは理解いたしました。

その中で、これから人口が減る中で、未来の子ども達にどういう使われ方とかそういう話を私の思いを含めて12月の議会に話させていただいたのですが、32年に網戸設置と説明ありましたが、できれば前倒しでできないものなのかなど。必要性、利用者の声を町民の声を考えるならば、できれば前倒しでできればいいなという思いと、あともう一つ、エアコンエアコンと一つに言っても、私もいろいろ調べました。全国の自治体公共施設、どのような空調設備で最近では整備しているのだろうと。その中で例ですけれども、エコインパネルという次世代の空調システムがあります。これは、体育館とか工場、それで吹き抜けの大空間に向いているパネル式の冷房システムなのですよね。これは、パネルごとで付けられるので大きい工事もないですし、省エネ率も旧エアコンと比べると約60%以上省エネもカットできると。そういった新しい技術だったり、取り入れている自治体もあって、なぜそういうふうにするかと言うと、スポーツ合宿に力を入れたりとか、国際スポーツに力を入れたりとか、あと他施設との差別化を図り今後、長く施設を運用する中で、住民以外のかたにもたくさん利用してもらおうとか、もちろん避難場所という目的もあるみたいですよ。ですので、私の思いとしては、議会にもっと前にこういう委員会の場でエアコン一つを取ってももちろん予算と付けられる、付けるべき場所、付けられない場所というのは、資料で理解はしているのですけれども、それ以前に様々なアイデアや様々な施工例や将来に向けた施設の活き方、活かし方を考えた時に、もうちょっと深い議論を正直したかったなという思いもあります。そこの部分について、もう予算も決まってこのタイミングでいただける答弁というのは、だいたい予想ができるのですけれども、ちょっとそういった思いが大変私は強かったものですから、ご答弁いただければと思います。

平野委員長 非常に答弁としては難しいですよ。できれば、鈴木委員大変勉強して、おそらく次世代に向けた良い意見だと思うのですけれども、補正の時にまたひとことできれば良かったのでしょうか。一応見解聞きましょうか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 58 分
再開 午前 10 時 59 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいまの鈴木委員の意見についても既に予算も進んでいることなので、いま休憩の中で意見としては聞いて担当課のほうからの見解も出ましたので、それをもって答弁にしたいと思いますので。

ほかございますか。

竹田委員。

竹田委員 先ほど副町長から部署の連携のまずさとかそういうことで、本来であれば振興計画のエレベーターについては、削除という話も出ていました。これは副町長、いつの段階で例えば振興計画のエレベーターを断念するというかそういうふうになったのか、まずそこ。

平野委員長 副町長。

大野副町長 新年度予算、平成 30 年度予算を組む時に、実施設計費の予算を計上しました。

その実施設計に取り組むにあたって、まず内部のほうの改修を重点的にやっていって、その後、外部改修というようなスケジュールでいきましょうと。発注するにあたってどここの部分を改修するかというような協議を原課である生涯学習課、そして設計のほうを技術のほうを担当する建設水道課で協議をした際に、その時点でエレベーターについては、検討から外れています。その時点において振興計画について、どうあるべきかという議論がされなければなかったところをしていなかったということでございます。ですので、昨年 4 月の予算が動き出したその時点では、担当課である生涯学習課と建設水道課の協議が進みはじめましたから、そのこのところでの視点が必要だったということです。

30 年度において、まち課のほうでの振興計画の見直し作業は行われていましたから、各課へのヒアリングを行ってありますから、その中でもしっかりと話をしなければならなかったところ、それが抜けていたと。ですのでこのあと、ことしこの 1 月のあとに、入れていきたいというふうに思っております。以上です。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 そうすればエレベーター議論については、もう去年の予算編成時、この辺でもうエレベーター断念しようという部分が生涯学習課と行政部局との中では、話合われていたということですね。それだったらなぜ 12 月の委員会の時に、冒頭にこういう話をしてくれなかったのかな。そして 7 の資料、言い方悪いけれども無駄なことしているような気がするのだよね、それこそ。別にエレベーターの設置にこだわるわけでもないけれども、やはり議論の経過の中で、これこれこうだからエレベーターについてはこうしましたとかという部分、我々委員会の中では求めたわけですから、その中で出てきた回答があくまでも耐震工事をしたから構造上できないというそういう答弁だったのですよね。だから、前段に去年の予算編成時でもそういう協議がなされていたのであれば、こういう経過の中でもうエレベーターについてはこうなんですと言えば、今日までこういうエレベーター議論なんて出てこなかったと思うのですよ。これ以上、どうこうという議論をしてもどうしようもないのだろうと思うのですけれども。委員長、その部分含めて。

平野委員長 思いとしては、全委員一致の部分あります。冒頭言ったように、やはり 12 月の段階で担当課としてはほしいのだと。しかしながら、設計上できないという答弁が今回は教育長の先ほどの発言あったように、断念したと必要性がないと。コロコロと変わって

しまった部分のその説明が我々納得するところではなかったのです。福嶋委員の言うように、人口減に伴ってお金かける必要ないという委員もいるかもしれません。あるいは、竹田委員はエレベーターを必要だってことではなくて、町民のことを思ってどうなんだというしっかりとした説明がほしかったんですね。その部分については、きょう聞かれなかったのかなという感じしております。

今後、ここの段階で教育長、「必要ない」という見解出してしまいましたけれども、現状、振興計画にも載っていますので今後、振興計画を変えていく中で、もしそれを削除するのであれば、きょうの説明プラスの必要性がないと言いますか付けなかった理由をしっかりとこの委員会の中に説明していただきたいというふうに思います。これは、付けないという断定したことじゃなくて、仮に振興計画のまま進むにしても、振興計画では付けるにしても当然納得いく説明、あるいは付けないにしても、町民のことを考えた上でも付けないという経緯になったのはこのような理由ですということの説明をいただきたいと。きょうのところは、これ以上話しても結論出るものでもありませんから。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 14 分

野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど鈴木委員からの質問で、網戸について前倒しでできないかという質問もあったのですが、その答弁がちょっとなかったもので、可能性も含めてでいいですけれども。

構口課長。

構口建設水道課長 スポーツセンターのアリーナの窓改修に関する予算の前倒しということで、検討できないかということですが、まずいまの大規模改修に伴う実施が 31 年度に行います。それが終了した次の次年度 32 年度ということで、いま現状としては予算どおりの方向性を考えております。よって、いま私の立場としましては、財政的なことも考えられますので、まずは財政のほうと前倒しできるかできないかということを検討させていただきたいと思います。

平野委員長 ほか。

（「関連」と呼ぶ声あり）

新井田委員。

新井田委員 いまの網戸の話なのだけれども、工事費見ると双方で建具改修から窓改修ということで、約 5,900 万円ですよ。だけれども、網戸先行ということになると窓を変えないんだったらいいんだらうけれども、窓を変えていうことになれば、また一から網戸設定をしなきゃいけないでしょう。その辺きちんとやはり言ってやらないとだめです。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 この資料の 2 の 5 ページに載っております、3 の今後 10 年間で実施する事業ということで、この中で平成 32 年度に外部建具改修等ということでは入れております。

ご質問のほうは、網戸の設置ということだったのですが、当然いまの窓というのが回転

式の窓になっていますから、これを取り替える。イコール、窓改修ということになりますので、網戸を付けるというだけではなくて、窓の取り替えをした上での改修ということになります。

平野委員長 それを検討すると言ったのですよね、前倒しできるかどうか。

鈴木委員。

鈴木委員 新井田委員、ありがとうございます。網戸の設置箇所についても空気、風の流れを考慮して、確か 3 箇所ぐらいのポイントに絞っているはずですよね。全部に付けるわけじゃないですよね。全部なのか一部なのか、そこだけ聞きます。

平野委員長 構口課長。

構口建設水道課長 この窓改修に部分に関しては、これから事業を進めていくことになりますので、まだ図面等はできておりません。基本、開閉できる窓の部分には全て付けていく方向性で考えておりますが、ただ予算の関係もありますので、それはこれからの実施設計等も含めた中で、決めていくことになると思います。

平野委員長 その進み、今回まだその中身に入っていないので、その時に大いにやってください。

ほか。

竹田委員。

竹田委員 公民館の主たる部分を 1 階に移行するという考えがあるとするれば、和室の部分をやはり畳でなくてフローアにするということで、もっともっと 1 階で会議だとかが容易になるのではないかなというふうに、我々公民館に行って感じるのですけれども、その辺は今回の改修でなくてこのあと 32 年に窓枠だとか建具の改修ある時期にでも、それまで十分検討する事項でないかなというふうに感じますので、特に答弁はいりませんけれども、今後の計画の中で十分検討していただきたいと。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上で生涯学習課の公民館・スポーツセンター設備改修についての調査を終えたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 19 分

3. その他

<総務課・産業経済課・生涯学習課>

・専決処分について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

その他といたしまして、専決処分について、進めたいと思います。

まずは、専決の生涯学習課に関わる部分でございますので、資料はたったいま配付されましたので、説明を求めます。

吉田（宏）課長。

吉田（宏）生涯学習課長 それでは、私のほうから専決処分に関する補正についての説明をさせていただきます。

ただいまお配りした資料に基づきまして、ご説明をいたします。

このたびの補正につきましては、ジュニアオリンピックカップで第 32 回全国都道府県対抗中学バレーボール大会と平成 30 年度北海道中学校体育大会第 51 回北海道中学校スキー大会に木古内中学校の生徒が出場することとなりましたので、その費用として助成する報償費につきまして、補正をお願いしたところであります。

2 ページ目をお開きください。

昨年 12 月 25 日から大阪市内で開催されました、ジュニアオリンピックカップ第 32 回全国都道府県対抗中学バレーボール大会に 3 年生の東口颯斗さんが出場しております。

交通費につきましては、行きは木古内から札幌まで、帰りは南千歳から木古内までの JR 運賃で、あわせて 1 万 9,760 円です。なお、開催日前日の出発となっておりますけれども、札幌市内の同大会出場生徒宅に宿泊して、翌日、宿泊先の生徒の保護者に新千歳空港まで送迎してもらったということで、前泊に関する宿泊費の助成はございません。また、食事代につきましては、3 回分で 3,000 円を計上しております。

このほか、新千歳空港からの航空運賃や大阪市内での宿泊費等、参加に関する費用につきましては、大阪大会参加負担金の 8 万円に全て含まれておりまして、所要額は総額で 10 万 2,760 円となっております。

なお、この大会の参加報償費の補正が出発後となった理由につきましては、教育委員会がこの大会への参加者がいることを知り得たのが、大会出発後であったことによるものでございます。

この大会には、一昨年、昨年と 2 年連続で木古内中学校からの出場者がおり、報償費を支出しておりましたが、今回は学校からの連絡もなく、教育委員会としても学校へ出場者がいないかどうかを確認するべきであったと反省をしているところであります。

今後、このようなことのないよう、中学校とこれまで以上にしっかりと連携し、情報共有してまいりたいと考えております。

なお、大会の結果につきましては、予選リーグで群馬県と宮崎県の選抜チームにいずれも 0 対 2 のストレート負けとなり、予選リーグで敗退となっております。

次に、3 ページ目をお開きください。

1 月 17 日から上士幌町で開催されます、平成 30 年度北海道中学校体育大会第 51 回北海道中学校スキー大会に 2 年生の浅野聖奈さんと大森千春さん、そして 1 年生の別当由祐さんが出場することとなりました。

詳細につきましては記載のとおりで、所要額は 48 万 7,209 円となっております。

なお今回、一部タクシーの利用を認めておりますが、その理由につきましては、下段の枠外に記載しているとおりでございまして、上士幌町内での宿泊施設の確保が困難であったため、近郊で空きのある施設で一番近い宿泊施設を予約したところですが、バスの本数が非常に少なく、宿泊施設と大会会場間の移動につきましては、タクシーの利用を認めておりますので、ご理解をお願いいたします。

1 ページ目にお戻りください。

今回の予算補正につきましては、10 款 教育費、3 項 中学校費、2 目 教育振興費、8 節の報償費で、今回の 2 大会参加費用から予算残額と今後執行予定額を差し引きました、4 8 万 5,000 円の補正ということになってございます。以上で説明を終わります。

平野委員長 専決処分の生涯学習課管轄の部分の資料について説明ありましたが、質問ありますか。

竹田委員。

竹田委員 2 ページのこれ中学 3 年生、1 人で行ったの。父兄とか引率の教員は行かなかったの。例えば、スキーのほうは引率教員含めて二人も。だから、その辺がなんか片方は 1 名だから引率必要ない、片方は 3 人だから 2 名必要だというそういうことなのか。例えば、函館から合同チームで行動を一緒にするというのであれば、それはそれで函館まで親が送って、あとは団体行動だからいいのだけれども。

平野委員長 竹田委員、なぜ 1 人なのかいま説明させますから。

吉田（宏）課長。

吉田（宏）生涯学習課長 この大会につきましては、全国都道府県対抗ということで、全道から選ばれました選抜チームとなっております。それで、千歳空港までにつきましては、個人での移動ということになっておりまして、千歳空港からはその全道のチームの引率者がいるということでございます。

平野委員長 木古内じゃなくて、全道からの引率者が一緒に行く。

竹田委員。

竹田委員 千歳まで中学 3 年生を 1 人で行きなさいと。我々、大人でも千歳に行くったら大変なんだよ。やはり千歳からは合同チームで合流するからいいけれども、そこまでは例えば親に送迎しなさいと。スキーと同様のこういう報償費を出してやるべきでないのかなというふうに思うのだけれども、実態はどうなのですか。1 人で行ったのか、親が付いて行ったのか、どうなのかということだけ。

平野委員長 塚主査。

塚主査 バレーボールについては、北海道選抜に選ばれているのは、皆さんご承知ですよ。ね。集合場所が千歳空港というのものなのですが、札幌駅まで着いてしまうとあと選手団の中の保護者が札幌駅に迎えに来てくれます。その中で、宿泊するうちの保護者が千歳空港までの送迎もして、参加するというスタイルになっていますので、JR 間の移動だけということで、今回は保護者なしでの移動ということで、実態も保護者は付いて行っておりません。以上です。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 45 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの中学校報償費のバレーボールの東口さんについては、北海道選抜ということで、追加資料で他のメンバーと引率者 4 名のかたが載った資料が配付されました。これが全てだと思いますけれども、再度の質疑あるかたいればお受けします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 それでは、ないようですので、以上をもちまして、生涯学習課管轄の専決処分についてを終えたいと思います。

生涯学習課の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 45 分

<税務課>

・コンビニエンスストア収納における督促手数料の取扱いについて

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

調査事項が本来、産業経済課あるのですが、時間の都合上その他の税務課、コンビニエンスストア収納における督促手数料の取扱いについてを進めたいと思います。

早速、資料配付しておりますので、説明を求めたいと思います。

高橋課長。

高橋税務課長 おはようございます。

それでは、税務課で提出させていただいた資料、コンビニエンスストア収納における督促手数料の取扱いについて、説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目になります。

1 の提案理由の (1) の納税環境の整備についてです。

平成 31 年度からのコンビニエンスストアによる収納の開始に向け、既に今年度の予算で、システム改修、コンビニ各社へバーコードの読み取りテストなど、鋭意準備を進めており、納税者の利便性や収納率の向上に向けた取り組みを進め、納税環境の整備を図るものです。

(2) の督促手数料の廃止についてです。

町税の督促手数料については、地方税法により督促状を発付し、条例の定めるところにより督促手数料を徴収することができることとなっていることから、町条例で定め督促手数料を徴収してきました。

しかし、来年度からのコンビニ収納の場合は、バーコード処理のため発付済の納付書に加筆・修正ができなくなることから、督促手数料を徴収するには、督促手数料を加えたバーコード付き納付書を新たに作成し送付することとなり、いままでなかった事務量や経費が発生するということとなります。

このため、コンビニ収納を実施している自治体では、導入時に督促手数料を廃止しているところも多く、当町においてもこれらの事務量や作業等の費用対効果等を勘案し、コンビニ収納実施にあたって関係条例を一部改正し、平成 31 年度以降の督促手数料を廃止したいと考えております。なお、この資料の 1 ページの下から 4 行目になりますが、括弧書きで記載をしておりますが、督促手数料を徴収しない場合でも、従前どおり法令に基づきまして、督促状を送付するということとなります。この督促手数料の廃止につきましては、町税以外の後期高齢者医療保険料等にかかる督促手数料についても、住民に不要な混乱を

生じさせることがないよう取扱いを町税と同一とし、廃止したいというふうに考えております。

次のページ、2 ページ目の2 から町税等の納税通知書の状況になります。

この表は、それぞれの税目の納税義務者がどのくらい窓口納付をされて納付をしているかというのをまとめたものでして、平成 29 年の実績になります。この表の下段のほうが合計欄になりますが、納税義務者 6,456 人中、窓口納付者が 5,098 人おりまして、納付書総数が 2 万 225 枚が実績となっております。この分が町税につきましては、中段に町税の計欄がありますが、窓口で納付した納付枚数が 1 万 3,097 枚ですので、町税の窓口納付が全体の約 65 %を占めているということになります。

3 の督促手数料の状況ですが、2 の表と同じようにそれぞれの税目ごとの調定額や収入額となっております。全体下段になりますが、督促調定件数で 9,707 件、内数になりますが滞納繰越分が 7,042 件、督促手数料調定額 95 万 9,100 円、そのうち滞納繰越分が 69 万 7,100 円、収入額が 27 万 9,561 円、そのうち滞納繰越分が 16 万 2,061 円となっております。町税の督促手数料の占める割合は、収入割合で約 82 %ということになっております。

続いて、3 ページ目になります。

3 ページ目の4 の町税等の収入状況になります。

この上段の町税の収入状況につきましては、毎年、決算委員会のほうで説明をさせていただいているものと同じ内容になりますが、町税の税目・収納別ごとの一覧となっております。

先ほど前ページで窓口納付の納付数の状況等を説明しましたが、ここでは納付額での町税の合計額 5 億 2,331 万 1,000 円に対して、窓口納付が 2 億 7,574 万 4,000 円ということで、約 53 %が納付額の半分以上となっているということです。

逆に、下段の町税以外の保険料等につきましては、後期高齢者医療保険料と介護保険料で特別徴収と口座振込の納付額が大きく、全体で窓口納付は 16 %程度に留まっているということになります。

続いて、5 の道内における督促手数料の取扱い状況ということになります。

全道 179 市町村のうち、督促手数料を徴収している市町村が 46 市町村で 25.7 %と約 4 分の 1 の割合と低く、同じく管内では 11 市町村のうち、8 市町で 72.7 %と 4 分の 3 程度の割合と逆に管内では高くなっているというような状況です。

全道でのコンビニ収納の実施市町村になりますと、179 市町村のうち 58 市町村でコンビニ収納を実施をしております。手数料を徴収しているのは 12 市町村で 20.7 %、管内でも 4 市町村のうち、1 市のみとなっております。コンビニ収納を実施している市町村では、さらに低い徴収実績ということになっています。

6 は、コンビニエンスストア導入による効果として、当町と同規模な団体によるコンビニ収納導入年の収入状況の一覧となっております。

既にコンビニ収納を導入した町になりますが、収納率の向上によりまして、約 220 万円ほどの効果額が出ておりますので、当町におきましても 31 年の予算を積算する際の参考にさせていただきまして、計上したいというふうに考えております。

続きまして、次の 4 ページ目になります。

督促手数料を廃止または継続した場合の町税分の経費等の内訳となります。

ここでまず、収支のほう上の表になりますが、現行の収支ですと現年度分・滞納繰越分あわせまして、22万8,000円の督促手数料になります。それにかかる経費が用紙代・郵便料等で22万円かかりまして、プラス8,000円の収支というふうになっています。

次に、手数料を廃止した場合なのですが、現年度分これは31年度からの督促手数料を廃止するというので、現年分の督促手数料がなくなりますので、13万3,000円滞納繰越分だけの収入となりまして、それにかかる経費、発送等の経費が22万円、同じ同額でかかりますので、収支は廃止した場合にマイナスの8万7,000円ということになります。

次に、コンビニ収納導入後も手数料を徴収した場になりますますが、手数料収入につきましては、現年と変わりはありませんが、用紙の変更、さらに新たにシステム改修等が増えますので、経費が増えるということになります。

下段の作業時間につきましても、手数料を廃止した場合は現行と変わりありませんが、徴収する場合につきましては、ハガキから封筒に変わるなどによりまして作業量も増えますし、システムを改修しなければさらに作業量が増加をするというようなことになります。

8の一部改正が必要となる条例につきましては、先ほど説明申し上げましたが、税条例を含めまして、6条例の一部改正をしたいというふうに考えております。

5ページには関係条例の一部改正案、6ページから7ページにつきましては、改正する条例の新旧対照表というふうになっております。

今後の予定としましては、3月の定例会で改正案を提案をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

平野委員長 説明が終わりました。質疑があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上その他項目の税務課、コンビニエンスストア収納における督促手数料の取扱いについて、終えたいと思います。

お疲れ様でした。

お昼休憩のため、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

<産業経済課>

・木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、調査事項ですが、産業経済課となります。産業経済課の皆様については、当初午前中開催予定でしたが、延びて午後になってしまいまして、申し訳ありません。

内容については、木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金についてでございます。事前に資料、本日配付の1枚ものも含めて、資料の説明を求めます。

片桐課長。

片桐産業経済課長 産業経済課の片桐でございます。本日は、どうもご苦勞様です。

私のほうからは、木古内町中小企業・小規模企業改善等支援補助金の関係について、説明をいたします。

まずはじめに、当補助金については、開始初年度ということもあり、6月定例会にて補正計上をさせていただきました。3,000万円を超える申請がありましたことから、昨年12月定例会にて、1,500万円を追加で補正計上をさせていただきました。当該年度につきましては、総額4,500万円で運用をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをお開きください。

補助申請件数でございます。

こちらは、平成30年度申請件数を表で表しております。相談件数が28件ございました。うち申請に至った件数が22件ございます。

その22件の件数のうち、申請額が全額対象となった件数が19件、一部が補助対象外経費として扱った件数が3件ございました。また、全額補助対象外となった件数が2件ございます。

大変恐縮なのですが、追加の資料をご覧ください。

こちらは、12月定例会で1,500万円追加させていただきました際に付けさせていただいた資料を、さらにいま現在のバージョンに修正をしました資料でございます。

こちらは、業態ごとに主な整備内容と事業費や補助金額をまとめたもので、先ほど申し上げました22件の内訳となっております。1月10日現在にて、許可を発出しました案件は、3,283万3,000円となっております。

次に、2.対象外である汎用性のある車両の購入についてでございますが、こちらは12月6日に木古内商工会からの要望として町と議会に対して要望がありました。また、先の12月議会において、平野委員長からのご質問がありました件について、町としましては、これまで検討委員会で議論をしてきた内容や、議会の委員会において説明をしてきた内容などから、当初のルールに基づき、汎用性のある車両の購入については、対象外経費とさせていただきます。

次に、過去の経過についてでございます。

平成29年の10月31日に、中小企業・小規模企業振興計画策定に向け、基本計画検討委員会を立ち上げました。平成30年5月までに4回の会議を開催し、その中で今回の支援補助金の制度設計を協議いたしました。

30年の4月17日に行われました第3回基本計画検討委員会において、汎用性のある車両について議論がされました。委員から「配達で使用する車などは対象外とするのか」との意見に対し、「自家用として使用できるものは、頻度に関係なく対象外とする」と回答をし、検討委員会の了解を得られました。これをもって汎用性のある車両は、対象外経費であると判断をしたところです。

30年の5月23日に行われました第2回総務・経済常任委員会において、木古内町中小企業・小規模企業振興基本計画、並びに支援補助金の関係について説明を申し上げました時に、汎用性のある車両が補助対象外である旨の説明をいたしました。その時の議事録を抜粋しております。

対象とならない経費としては、カーナビやリアカメラ等のオプション、手続費用や自賠責保険、自動車税など、一般使用などの汎用性のある車両、軽自動車、普通自動車、自動

二輪などは、自家用との区別がつかないため、対象としておりません。

平成 30 年 6 月 19 日に平成 30 年第 2 回木古内町議会定例会において、支援補助金の補正予算を提案し、汎用性のある車両が対象外であることを説明し、可決をいただいております。

以降については、関係する団体や個人からも車両に関するお問い合わせがありましたが、対象外経費として説明をし、了解を得られておると感じております。

その後、12 月 6 日に商工会から汎用性のある車両の緩和策について要望が挙げられております。

前半に申し上げましたとおり、町としての考え方は当初のルールに基づき、汎用性のある車両の購入については、対象外経費として取り扱うことで内部協議を終えておりますことをご報告申し上げます。

以上、資料の説明を終わります。

平野委員長 資料の説明が終わりましたので、各委員より質疑お受けいたします。

竹田委員。

竹田委員 きょうの 1 ページ・2 ページ、この資料を見る限りではなにも変わっていない。

ただ、例えば商工会からの要望、これは 12 月にあったという。これらについてやはり使い勝手、せつかくこの良い制度、すごい制度、町に助けられたというそういう声も聞くのだよね。だから、我々議会もいままでなかったこういう制度ですし、これを大いに活用というかすべきだというそういう観点の中で、ただやはり使いづらいついていう声があれば、それをいかにクリアするかという部分で、検討しなければならないというふうに思うのだよね。ただ、もう春の検討委員会だとかこの中で、汎用性のある車両については対象外と。

そこになんかこだわっているように聞こえるのです。そして、2 ページの第 2 回定例会の中でなんか議会も汎用性のある車両対象外とすることを認知したような書き方されているのだよね。「対象外であることを説明の上で可決した」、我々この部分はどこの時点か、たぶん常任委員会だったと思うのだけれども、やはり使いやすい。例えば、配達が 8 割あるとすれば、自家用だってトラックだとかそういう例えばバンだとか自家用で使いますか。そういう実態があった時は、例えばペナルティだとか何とかというなら話わかるけれども、もう端からそういう車はだめだというのはどうなのでしょうね。10 月の 6 日に商工会から要望出されて、その辺の規制緩和というかしてほしいという要望に対して、あくまでもきょうのこの資料を見れば、4 月から 6 月にかけて常任委員会・定例会で議会も了解したからってみたいなのうにも聞こえるのです。一步やはり踏み込めないのだろうか。だから、すごく良い制度だって声はいっぱい聞いている。だけれども、使いづらいというものはどこにネックがあるのだろうか。例えばここであれば、軽自のトラックだとか乗用車の場合は、それは乗用で使うこともある商売で使うこともあるっていう車かもわからないけれども、せめてバンタイプであれば商売しかほとんど使っていないでしょう。私達、何件かしかはっきりわからないけれども、動いている車見れば商売の配達だとか仕入れだとかそういうのでしか動いていないような気がするのだよね。それが例えば 3 割そういうことが想定されるからだめだというのか、ただ可能性だけで判断して汎用性がだめだってなんか言っているような気がするのだけれども、その辺どうですか。再度、12 月の 6 日以降の検討含めてどうだったのか。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 まず、汎用性のある車両の考え方と言いますかそこなのですけれども、まず当然商用車両については、業務として取り扱う部分、あと一般で活用する部分で、両方あると思うのです。ただ、町としての判断はあくまでも自家用として使用ができる可能性がある車両については、対象外とするというようなイメージと言いますか、そういうことで取りあえずは決めましたので、よろしいでしょうか。

平野委員長 ですから、商工会の要望もそれを超えて改善していただけないですかということに対して、いまの答弁だと最初のままですよと、何も変わりませんよと。この資料を見ても議会や検討委員会でもう説明して了解してくれたでしょう皆さんって、だから買いませんよだけじゃないです。せっかく竹田委員言うように良い制度で、実際使ってみたら対象の人からこういう声がたくさん上がっていたと。ましてや商工会からという団体から要望まで上がった。それに対して町は、内容を変えて答えるべきじゃないですかということなのですよ。それに対して答弁については、これまでもこうだから何も変えないという。

竹田委員。

竹田委員 可能性あるという言葉だけれども、動くものだったら可能性はみんなにあるでしょう、適用するでしょう。だから、そうではなくて、例えば 8 割配達だとか商売・ビジネスで使用される。それは可だよというふうには、そういう検討には至らなかったの。100%のことは言えないかもわからないけれども、もしそうなったら逆に制度的にペナルティ制度でも作って、例えばそれを乗用というか、使ったのを見た場合は補助金の返還だとかそういう厳しい部分にするだとかと方法です。方法としてそういうのもあるね、こういうのもあるねといういろんな検討はした上で、最終的にこうだっていうなら良いけれども、ただ最初から去年の春からこういうふうにはスタートは検討委員会。検討委員会の中には、商業者も入っているようです。ですから、その方達の了解を得てこの制度を作りましたとそれも一理わかる。だけれども、でき上がった時点でやはりもっとこうしてほしいというそういう声も出てきた。それに応えてやるというふうにはならないのかな。

平野委員長 副町長。

大野副町長 ただいまの片桐課長のほうからご説明を申し上げましたが、同じようなことを繰り返すということで申し訳ないのですけれども、この事業に取り組むにあたっては、商業者のいわゆる中小企業の代表の皆さんにも参加をしていただいて検討会議を立ち上げ、そして議員の皆さんにもご説明申し上げて了解をしていただいた案件でございます。

我々も危惧をしていたのは、このワゴン車等について汎用性があるという中で、これは社会通念上というふうな取り扱いというふうに理解をしていただければいいのですが、商用で 100%使うという目的であっても、たまにということになるかと思いますが、家の用事でということもあり得ると。これは、住民の皆さんにとってはたして補助金を出して、そういう利用がされているということにどう我々が応えていけるのかというところで、議論をしたという背景もあるのです。事務局としては、そういったことを想定しながら検討会議で、こういう方向でまとめさせてほしいということの整理をし、まとめた。その内容を議員の皆さんにもお伝えして、ここまできている。商工会さんから要望が上がりましたから、それについては我々の内部にもこの小規模企業の補助金が妥当かどうかという判

定をする協議会を持っています。その中でも議論をさせてもらいまして、やはり言ってみれば、この補助金を交付することによって、住民の間に不平や不満が広がるような行為については、避けたいというのが実際の考え方でございます。そこで、ゼロか100かという考え方に立っております。一部を補助するとかという考え方ではなくて、汎用性のあるものについては、補助の対象から外しますというそういう考え方で再度、12月に整理をさせてもらっています。このあと商工会にもそのようなことで、報告をしていきたいというふうに思っております。以上です。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 副町長含めて、考え方はスタートの時点から変わっていないというのは。けれどもやはり、商工会と言えども町民から出された声、この制度が使いつらいとか、もっとこうならないのだろうかという声をもう少し検討する余地があるような気がするのだけれども、これ以上の内部の審査会の中でも汎用性あるもの、不平等とかそういう部分を懸念してのそうだとするのであれば、致し方ないようにも思うのだけれども、それで商工会としても納得するのだろうか。その辺がせっかく良いままでかつてのない制度、これは十分変えられると思うし、先般、福島町の名称は違うけれどもそういう支援制度。それで確か結構大きい金額に達したとかというそういう声も確か新聞でチラッと見たのですけれども、木古内町はこれ原資1億5,000万円ですから、今年度4,500万円食えばもうあと1億あまりしか残らない。そうすれば下手すれば3年くらいで終わっちゃうのかなって、5か年3,000万円の5年間見込んでいたけれども、そういう部分もあれするし、前にこの制度の確認したら1億5,000万円、これを得たらそれで終わり、追加はなしという制度ですから、やはりこの限られた期間なり原資の中で「良かった」と言われるように再考できないでしょうか。私は、商工会員でもないから直接この制度は出していないのだけれども、やはり商売やっている人の立場に振り返って見れば、もう少し何とかというような思いがあるものですから副町長、再考もう一度できませんか。

平野委員長 副町長。

大野副町長 私どもとしても民主的なルールと言いますか、事業者の代表となられるような方々からも意見もいただいた中で決めた制度でございますので、いまのところは変えるというような考え方には立っておりません。

平野委員長 先ほどから課長の説明もありましたけれども、大野副町長についても検討委員会や常任委員会で「了承」という言葉使われるのですけれども、検討委員会の中でも常任委員会の中でも車については、出すべきだというような意見が出ているのですよ。その上で、最終的に当然決めたのは行政ですけれども、この文章だけを見るとあなた達もこれの全てが良いと言ったでしょうというような作り方なのです。それに対してまずは、そうじゃないでしょうということを言いたいのです。

それとあわせまして、例えば商工会の申請と要望あった時も含めてですけれども、いまもそうなのですけれども、どうしても汎用性という言葉をあれしていますけれども、汎用性あってもいいんじゃないですかということでは質問しているのですよ。ルールで決めちゃえばそれは汎用性という言葉にするとだめになりますよね。でも竹田委員言うように、乗用車以外で申請オクケーなやつでも汎用性は何パーセントの確立でもあるわけですよ。

そこを指摘されるとそれだってグレーゾーンじゃないですか。しかもなお且つ、町民の

不平等という声ありますけれども、そういう声って 1 件でも出てきたのですか、実際。例えば町民のかたは、これまでも農業者のかたへの補助あるいは漁業者への補助、今回は商工業者についての補助に対して「あなた達いいね、こういう補助あって」という声は必ず出ると思います。しかしながら、不平等感のあるここまで出していいのなんてそういう具体的な意見ってちょっと出てくるとも思えないです。

プラスもう 1 点。商工会が要望出した際に、私も同席していたのですけれども、町長が明言したのです。「これは出すべきでしょう」となぜか施策を執行した町長から、「これ違うでしょう、これできれば」という要望出した時に、「いま出すべきですよ」という。担当課と副町長も困られていた現状ありますけれども、そこで議事録はないにしても、複数のかたが聞いている中で町長が「出すべきだ」ということに対して、これをやはりやらないということは、町としての信用性も落ちますし、そこまで考えた上でのもうこれ以上の変更はしないということなのではないでしょうか。3 点です。

副町長。

大野副町長 まず、検討会の話であります。その参加されていた検討会のメンバーの中から意見が出ているのは、それは当然あったというふうに認識はしています。その中で議論をしてまとまった見解ですから、これはですから先ほど言っているように、民主的に議論がされたと私は思っておりますので、付帯決議も特にございませぬし、そのところは会議に参加されている方々としては、このようなまとまりになったということは、認めていただけるものというふうに思っております。

それと、不平等だということをお私が申し上げました。これがいま出ているかというところではありません。ただ、ご家庭で使用する車に対してもその行為が行われた時に、先ほど竹田委員がおっしゃったように、補助金の返還云々という話まで作っていただければ、それは返還を求めることになるのでしょうけれども、ペナルティを求めることになるのでしょうけれども、そういうことではなくて、補助をするということでは、結果としてこのあと住民の皆さんから、この制度に対する疑問というのが出てくるだろうと私はそういうふうに予測をしております。これは、私の予測です。

それと町長ですが、確かに商工会の会長さんがお見えになった時には、そういった見解もお持ちでした。その後、私含めて検討委員会のメンバーで協議をし、了解をしています。

汎用性のあるものについての支援は行わないということで、町長のほうも了解をしようここに臨んでいるということです。以上です。

平野委員長 この補助金自体が大変素晴らしいものだというのは各委員もそう思っていますし、何回も言葉としても出ているのです。検討委員会の中のメンバーも私含めた商工会員多数入っていますけれども、この補助制度自体はもう素晴らしいと、ありがたいということは言っているのです。その中の一つの要望として、車についても何とかお願いできないかと、それは最後まで言っていたのです。そこで、例えば先ほど副町長言うような反対のあれですか、議会でもそうなのですかけれども、補助金自体にこれを少しでも早くやってほしいから、反対の水を差すわけにいかないじゃないですか。しかしながら、内容についてはまだ検討の余地ある、できればもう少し優遇してくれと考慮してくれというのは、ずっと出てきた話なのです。それをあたかもこの汎用性のある車がだめだということさえも了解したというふうなおっしゃいかたするので、そうではないですよということをお先ほ

どから伝えているのでよ。

なお且つ、一人でも多くのかたに利用していただきたいというのが検討委員会の中でも行政も当然そう思っていると思います。中小企業と言っても企業規模を考えるとピンからキリまであります。最高 300 万円の投資× 5 年ということは、1,500 万円の補助が可能だと。当初の 5 年計画でいけばですよ。そうなると 3,000 万円の投資、5 年間でできる企業は満度で補助をいただけますよね。おそらくそういう企業も町内であると思います。しかしながら、数十万円の投資さえもなかなかできない人も多数いるのです。そんな中で、例えば高齢者のかたの一人、夫婦での経営のかたが唯一投資と言いますかやむなく経費をかけていかなければならないのは、この車両でもあるのです。そういう面からいくと一人でも多くのかたに使ってもらうためには、やはり汎用性のある車両も対象にさせていただくというのが平等に利用していただける制度だと思うのです。そういうところまで考えての内容の変更をお願いしたいという商工会の要望あわせて、この委員会ではいま二人しか意見言っていないけれども、そういう要望なのです。そこを最後まで汎用性にこだわって、最初に決めていたからだめですって、協議したけれどもやはり最初と変えませんっていうのは、いつも町長や副町長が話す町民の意見を取り入れるというのには、反していると思うのですけれども。

鈴木委員。

鈴木委員 確認したいのですけれども、先ほど副町長の説明から民主的にということ、いろんな意見は出たものの民主的に汎用性があるものということ、話はまとまったというご答弁ございましたが、私も代理で何回かこの会議に出させていただいたのですけれども、確か汎用性のある車両はだめですよという発言は、各業界の代表のかたからはひとことも私は聞いた覚えがなく、その文章というものは行政側、委員会側から出されたものに最初からそのように書かれていたという認識なのですけれども。一番最初の汎用性はだめですよというスタートの部分というのですか、はじまりの部分です。ちょっとそこを確認したく思います。議論の中で委員会の中で様々な意見が出て、じゃあだめですねというのであれば副町長がおっしゃるとおり、民主的に皆さんの様々な意見が出た中で決まったということでは理解はできるのですけれども、委員会当初からいただいた資料の中に、汎用性はある車両はNGであるという文章に近いものを私見た記憶があるのですけれども、そのあたりの確認をしたいです。

平野委員長 副町長。

大野副町長 ただいま鈴木委員、そして平野委員長のほうからもご質問がございました。

会議のあり方ということの話に少しなってくるのかもしれませんが、当初この検討会議を立ち上げる際に、何も考え方を持ち込まずにやるのではなくて、事務局のほうでいわゆる行政サイドのほうで案を作り、皆さんにご説明をしたその際に、汎用性のある車両については排除をしますと、対象から外させてもらいますという説明をし、その理由はこうなんですというふうなことでご説明を申し上げたというふうに理解しております。

ごめんなさい、私その会議には参加をしていないものですから、そういう報告を受けております。それに対して、いやいやそうじゃなくてそういった委員長がおっしゃったように、小規模企業者の中でもいろんな経営の規模というのですかそういうのもあって、できないというところもあると。なるべく多くのかたにこの補助金を使っていたらこう

という配慮の中での意見もあったように聞くわけですが、ここは汎用性についての議論をした中で、対象外とするというふうなまとめをこれは事務局サイドで持っていったのかもしれませんが、その会議に参加している以上、会議の中で出た結論については、これは我々も参加をして決まったことだという認識は持っていただきたいのです。言ったけれどもやらなかったのだからという話ではちょっとないと思うのです。この中小企業・小規模企業の補助金に対する評価を議員の皆さんからもいただいていますし、商業者の皆さんからも大変良い制度を作ってもらったということで、喜んでいただいているという一方で、残念だなという声も聞いてはいます。しかしながら、我々としては何度も言って申し訳ないのですが、汎用性のある車両等については、対象外とするというところについて、いま変える考え方はございません。

平野委員長 何でそこまで汎用性にこだわるのですか。

ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 1 ページの 1. 補助申請等件数の表の対象外件数、こちら 2 件とありますけれども、その対象外の内容をもし把握していればお教えいただきたいのと、あと相談のみの件数ということで申請なかったということですが、今後の課題としてもし把握しているのであれば、申請がなかった理由及び対象外の内容をもし把握しているものがあればお教えいただきたいと思います。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 まず、対象外の件数でございますが、2 件あります。その 2 件のうちの 1 件目が消耗品のみの申請がありました。要は、町としては備品扱いのもの以外については、要は対象外ですというような取り決めの中で、申請者から上がってきたものについては、全てが消耗品の扱いということで、これは対象外となりました。

もう一つは、1 件のかたは物置の申請がありまして、そこが実は火災で燃えて、新たに建設をするということで申請上がってきたのですけれども、それについては火災保険が下りたということが判明しましたので、それについては対象外経費とさせていただきます。

あと、相談件数の部分なのですけれども、これはあくまでもおっしゃられました車両の関係です。車両の関係については、申請が上がってくる時点では、うちのほうではもう対象外経費ですと言っていますので、申請が上がってきておりません。ただ、相談件数としてはありました。

あともう 1 件がランニングコスト、いわゆる例えば介護の関係のシステムと言うのでしょうか、例えばものを買うということではなくて、ランニングコストに近いもの。毎月支払う例えば電気料みたいな感じのというものでしたので、そちらについても対象外経費とさせていただきます。以上です。

平野委員長 ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 確認ですけれども、車両の相談が 3 件、ランニングコストに近い固定のものが 1 件の計 4 件、わかりました。

平野委員長 ほか。

先ほどの話に戻ってしつこいかもしれませんが、汎用性に何でこだわるのですか

と汎用性だからですと。それは日本語だからわかるのですけれども、私は汎用性があってもいいんじゃないですかという意味なのですよ。というのが、例えば小規模事業者の中にも先ほどもおっしゃったように、規模の差異はありますから、例えば会社と自分の家庭と全く別としてやりくりできる場所もありますよね。しかしながら、本当の小規模のところは、自分の生活がありきの中にその商売が入っているのです。できれば、商売用の車を用意して、それ以外に自家用の車を持ちたいのが本当はそう思っているのです。しかしながら、当然商売規模の中で、自家用の車持てませんよと。本当であれば乗用車にしたいですよ、皆さん、自分の私用の車。しかしながら、商売でどうしても必要だからということで、割合としては8割・9割方、先ほど竹田委員言うようなワゴン車等を購入するわけです。残りの何割かはそこによって違いますけれども、好きでバンタイプを買うわけじゃないのですね。商売で必要だから買うんですよ。そこに当然、汎用性は付いてくると思うのです。だから、私は先ほどからしつこいようなんですけれども、1件でも多くのかたが利用できるように、汎用性があっても商売で使うという名目のもと買うのであれば良いということにしてほしいということを言っているのですよ。いま聞くとまた変えませんかと言うのですけれども、それが多くの商工会員のかたからの声なんです。それをましてや町長がこれ出すべきだということを言っていました。いま町長も認めましたって言いますけれども、やはり町長の出しなさいって言った言葉の意味って重いですよ。それどこかの場面で、言ったけれどもできませんでしたと終わるようなことじゃなくて、やはり言葉の責任も取ってもらわなきゃならないと思いますし、私はいまからでも竹田委員も何回も言うように、汎用性についてもう一回検討できませんかということをお願いしたいですけれども、私は、それが時期ないのですよ、これ。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時38分

再開 午後2時12分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどから議論になっている汎用性のある車両については、町の考えとしては先ほどから話されたとおりなのですが、私を含めそれを汎用性を変えるべきだという意見、あるいはいまの町のルール上のままでいいという各委員の考え方ありますので、この場では車についての議論は終えたいと思います。平行線で答えが出ませんので。

それ以外の部分についての質疑あればお受けします。

手塚委員。

手塚委員 手塚です。

前回の委員会の中でもお話したと思うのですけれども、耐用年数の中古の建設機械の導入ということで、一部町民から何とか緩和していただけないかと。かなり高価な機械でありますし、重機ということもありまして、耐用年数的には決まっていますけれども、それ以降も保守点検きちんとしていれば長期的に使えるというようなこともあるということで、何とかその辺の見直しできませんかということありましたので、それについてお答え、考

えあれば聞かせてほしいと思います。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 まず、中古品の考え方なのですけれども、基本的にはうちのほうで例えば品質ですとか耐久性、こういったものの判断がうちのほうではなかなかつきづらいということがあります。ですので、基本的には中古品については、対象外としております。以上です。

平野委員長 手塚委員。

手塚委員 例えばいまの言った保障とかそういうことについて、販売元の建設業建機の販売業者がこれについてきちんと保障できますよということがもし取れれば、それについてはどういうふうになりますか。

平野委員長 片桐課長。

片桐産業経済課長 例えばですけれども、車であればですけれども、車検等がありますので、私どもとすればそういった審査会にかける段階で、そういう法に基づいた制度みたいなものがあれば、それはよろしいのですけれども、例えばいま中古品であっても一応メーカーだとかそういうところが品質はもちますとか耐久性はまだ大丈夫ですというような証明をしていただけるということがあれば、まだ可能性はあると言いますか中古品であってもですけれども、そういうのでは対象になるのかなというふうには思っていますけれども。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 16 分

再開 午後 2 時 17 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

大野副町長 中古物件についてのお尋ねがございました。我々審査をする中での考え方なのですが、中古の商品が全てだめという扱いではなくて、償却資産税法でいう減価償却をしている期間のものであれば、対象とするという考え方に立っております。それぞれに車両であれば 5 年とか特殊機械であれば 7 年だとかございますので、その範囲内であれば補助の対象といたしますが、そこを超えているという中古品については、長年年数が 15 年以上経っているだとかそういうものについては、申し訳ないですけれども対象からは外しているというのが現状です。

平野委員長 又地委員。

又地委員 副町長、減価償却云々という話、減価償却期間であればそれであってもあれです。例えば製造月日、何年に作られた。重機であればアワメーター、この機械は何年に作られて、いままで何時間動いているとか、そういうのに関しては、やはりメーカーさんですよね。メーカーさん以外の部分であれば、担当が原課がメーカーさんに行って勉強して教えてもらう以外ないのだね。だから、そこまでできるのかどうかということですし、あと例えば減価償却云々って言ったけれども、重機によっては耐用年数というのは、減価償却だつまり。例えば 5 年で償却がゼロになるとか、7 年だとかその機械によって決まっている。そうしたら例えば、タイヤショベルが欲しいと仮に。そうしたら、3 年使った

と。3年使って、三菱の910だと1,000万円くらいするかな。そうすると3年使って、7年だだいたいタイヤショベルは償却が。そうしたら150万円ずつ落としていっても、そういう例えば買う側であっても計算できると思うのだけれども、それは減価償却の部分に関しては、毎年決算しますよね。決算していくらいままで落としてきたというあれがあるわけです、会社で決算すれば減価償却資産というので載ってくるから。そのあたりとあれした時で、そうしたら100%例えばいままで1,000万円を買ったものが仮に300万円償却した、あと残り700万円あると。そうしたら700万円の部分では、申請したら半分の350万円ってポンと出してもらえるとこの考えでいいのかな。

平野委員長 副町長。

大野副町長 ただいまの又地委員からのご質問でございます。先ほども申しあげましたように、償却資産税法上の耐用年数のある機器類につきましては、購入を予定する事業者が相手先と言いますか、そこから見積書を持ってくるわけです。見積書を持って相談にお見えになるその際に、製造年月日あるいは登録年月日、こういったものを確認をし、償却資産税法にいう期間内であることの確認をし、見積金額が出てきますから、その見積金額の2分の1を補助すると。対象になるということを前提として審査をさせていただいて、2分の1の対象ということで、審査会にかけることにしております。

平野委員長 ほか、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上で産業経済課の木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金についての調査を終えたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時26分

<総務課・産業経済課>

・専決処分について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

その他で産業経済課の専決処分について、資料はないようですので、口頭での説明があるそうです。

片桐課長。

片桐産業経済課長 昨年の議員懇談会にもご報告させていただきましたけれども、札苅に漂着しました北朝鮮籍の木造船の関係です。

12月28日付けで、予算専決をさせていただきました。

歳出科目は、4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費、13節 委託料で、204万2,000円を計上させていただきました。

歳入科目は、14款 道支出金、2項 道補助金、3目 衛生費補助金、2節 環境衛生費補助金で、北海道海岸漂着船等地域対策支援事業補助金として歳出で計上しました、204万2,000円の9割、183万7,000円を補助金として計上しております。

なお、今後のスケジュールですけれども、1月17日に見積もり合わせを行います。

作業は業者さんのタイミングで実施いたしますけれども、余裕をみまして工期は2月末までとしております。なお、議員懇談会の終了後にもお伝えしましたがけれども、8万円の交付決定につきましては、あすですけれども11日に発行される予定でございます。以上です。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時34分

平野委員長 それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの専決の北朝鮮船の処理の委託料については、ただいま配付された資料のとおりです。質疑ございませんね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上をもちまして、専決処分の全てを終えたいと思います。

以上で、産業経済課並びに総務課の調査全てを終えます。

大変お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時35分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

以上をもちまして、第9回総務・経済常任委員会を終えたいと思います。

予定時間よりだいぶ長くなってしまって申し訳ありませんでした。

お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、野村教育長、吉田（宏）生涯学習課長、構口建設水道課長
平野（智）主査、堺主査、若山総務課長、田畑主査、加藤（崇）主査
村上主任、小西主査、片桐産業経済課長、福井（弘）主査、福井（太）主事
廣瀬主事

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志